様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	漏水による水道水量認定		
根拠法令名	大津市水道事業給水条例 （昭和３３年条例第１６号）		（条項）第２６条
基準法令名	大津市水道事業給水条例施行規程 （昭和３３年公営企業部管理規程第２号）		（条項）第１９条
所管部署	企業局企業総務部料金収納課計量検針グループ		
標準処理期間	１２０日	法定処理期間	―

【審査基準】　・文書の名称【大津市水道水量認定要領】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

参考

【根拠法令】

大津市水道事業給水条例

（使用水量の計量）

第２６号　使用水量は、メーターで計量する。ただし、公営企業管理者が必要と認めるときは、認定によって使用水量を定めることがある。

【基準法令】

大津市水道事業給水条例施行規程

（水量の認定）

第１９条　条例第２６条ただし書に規定する公営企業管理者が必要と認めるときとは、メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量（以下「水量」という。）が不明の場合をいう。

[大津市水道水量認定要領]

（認定の対象）

第３条　規程第１９条第１項に規定するその他の理由は、次のとおりとする。

(3)　次のいずれかに該当する漏水が発生したとき

ア　地下その他給水装置の使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が漏水箇所を発見することが困難な場所で発生した漏水

イ　災害、事故その他使用者等の責めに帰さない事由により発生した漏水

ウ　メーター交換等本市が施行した宅内工事に起因して発生した漏水

(4)　本市が施行する工事等に伴い、本市が使用者等のメーター二次側で水道水を使用したとき

(5)　その他公営企業管理者が必要と認めるとき

（認定方法）

第４条　認定する使用水量は、前年同月の使用水量とする。ただし、これによりがたいときは、

公営企業管理者が使用実績を勘案して、次に掲げるいずれかの使用水量により認定する。

(1)　前２回の検針水量の平均から算定した使用水量

(2)　７日以上の実績使用水量から算定した１日の平均使用水量に認定する期間の日数を乗じて算定した使用水量

(3)　次回検針時の検針水量から算定した使用水量

(4)　前各号によりがたいときは、その実情を考慮して算定した使用水量

（漏水による使用水量の認定）

第５条　前条の規定にかかわらず、第３条第３号アの規定により使用水量を認定するとき（以下「漏水認定」という。）は、漏水量に０．５を乗じて得た水量（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を検針水量から差し引いた水量を使用水量として認定する。ただし、検針水量が前条の規定により算定した水量（以下この条において「基準水量」という。）の１０倍を超えるときは、次の式により算定した水量（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を検針水量から差し引いた水量を使用水量として認定する。

水量＝　（Ｘ×０．５＋Ｙ×０．８）

Ｘは、漏水量のうち基準水量に９を乗じた水量

Ｙは、漏水量のうちＸを差し引いた水量

（漏水認定の対象としないもの）

第６条　第３条第３号アの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量の認定を行わないものとする。

(1)　露出部分等漏水箇所が明らかにもかかわらず、使用者等が修繕を行わなかったとき

(2)　使用者等の故意又は過失により漏水が発生したとき

(3)　給水装置が無届又は違反工事により設置されているとき

(4)　給水装置工事施行上の不備により漏水したとき。（ただし、民法第６３７条に定める担保責任の存続期間内のものに限る。）

（漏水認定の期間）

第７条　漏水認定の対象とする期間は、４ヶ月以内とする。

（漏水認定の申請等）

第８条　漏水認定を申請しようとする使用者等は、漏水による認定申請書（様式第１号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

２　大津市指定給水装置工事事業者以外の者が修繕したときは、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1)　修繕工事前後の写真

(2)　修繕箇所のわかる配管図

(3)　その他公営企業管理者が必要と認める資料

３　漏水認定の申請は、漏水工事が完了した日から２年以内に提出しなければならない。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。